

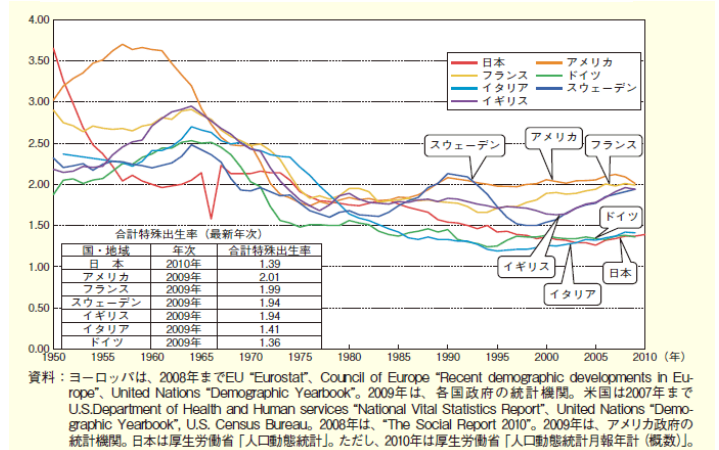
税理士・田中誠のつぶやき (6)

合計特殊出生率：少子化の目安

日本では民主党が公約した子供手当がどこかに行ってしまう、少子化問題への実効的な対策も打ち出せないですね。少子化問題は、経済的に成熟した社会共通の悩みですが、欧米諸国の中には、合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子供の平均数)が2.0に回復しているところもあります。

右図の合計特殊出生率の推移を見てください。移民社会のアメリカを除くと、フランス、イギリス、スウェーデンが高いようです。これらの先進国では少子化対策のどうなっているのでしょうか。

欧米諸国と日本の合計特殊出生率の推移



各国の少子化対策は

ヨーロッパ諸国では、出生率の回復を目指した少子化対策として家族政策が取り組まれてきたものではなく、家族や子どもの成育に対して社会的に支援する政策として、長い間にわたって行われてきたそうです。その結果、GDP(国内総生産)比でみた家族政策費の水準は、スウェーデンの3.54%、フランスの3.02%と、日本の0.75%と比較して高くなっています。(H19年厚労省資料)

こうした家族政策の背景には、子どもに対する投資は、家族ばかりでなく、社会にとっても利益になるという考え方があります。たとえば、児童手当は次代への投資であって、次代の担い手としての子どもの成育を社会的に分担するという共通の認識が背景にあります。そのため企業負担を含めて重い国民負担が、納税者に認められているのです。

スウェーデンでは、育児休業制度の普及と、保育サービスや児童手当が充実しています。出産後1年半程度は女性も男性も育児休業を取得し、その後は保育サービスを活用して、仕事と子育てを両立させます。育児休業取得にあたっては代替職員の確保など、企業や同僚の負担とならないような仕組みが定着しています。

イギリスでは、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)運動により、政府と企業が連携した施策の推進とあわせて、子育て支援策の充実を図っています。

一方、児童手当等の家族給付は手厚いのに、保育サービスの面で不十分なドイツでは、出生率は低いままです。

特徴あるフランスの優遇策

欧米の主要国の中で、経済的支援が最も手厚いと言われているのがフランスです。フランスは、極めて手厚い家族給付と認定保育ママという独自制度も活用した保育サービスが充実しています。子ども数が増えるほど増額となる家族給付とともに、税制も、多子世帯が有利となるような政策がとられています。フランスの家族給付は、いわゆる児童手当も含めて30種類もの手当があり、また、生活困窮者や低所得者を対象としたものではなく、一般世帯全体を対象としています。家族給付の管理運営主体は、家族給付全国公庫が担っており、その財源は、企業からの拠出金が最も多く全体の約6割を占め、一般社会税(家族関連給付の財源として1991年に導入されたもので、課税対象は給与、資本収入等で、税率は給与収入等について7.5%)が約2割、国庫からの拠出金が約1割という状況にあります。

フランスでは、税制においても独特の制度があり、所得税の課税に「N分N乗方式」※が用いられています。累進税率が高い場合、こうした方式を用いると、同じ所得の場合であれば、子どもをはじめ家族の数が増えるほど、所得税負担が緩和されることとなります。さらに、フランスの年金制度では保険料納付期間や年金支給額の計算に当たって、子どもがいる者を優遇する仕組みも存在しています。手厚い家族給付とあわせて、こうした税制等での支援策が、若い夫婦や子どもがいる家庭に対して、子育てに係る経済的負担を軽減させているのでしょう。高い出生率という結果が伴っています。

日本も長期的な家族政策として、中途半端な子供手当のようなばらまきだけでなく、税制面でも工夫するのも一手かも知れませんね。

※N分N乗方式

家族を課税の単位と見なし、家族の所得をすべて合計した額を家族係数(大人は1、子どもは2人目までは0.5、3人目以降は1とみなして世帯全員で合計した数値=N)で割って、係数1当たりの課税額を求め、この課税額に再び家族係数をかけて家族全体の税額を計算する方法